

令和元年9月26日

宗像市議会
議長 花田 鷹人 様

社会常任委員会
委員長 岡本 陽子

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を報告します。

記

第56号議案 訴えの提起について

住宅新築資金等貸付金債務の相続者に対し、貸付金の支払いを求める訴えを提起する必要があるため、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 事件名 住宅新築資金等貸付金返還請求事件
- 2 訴訟物の価額 528万8,217円
- 3 借受人は平成30年7月に死亡。相続者は被告とその妹の2人であるが、妹は既に死亡している。妹の親族については現在、弁護士を通して調査中。
- 4 この貸付金は私債権であり、相続者の返済能力の有無などの調査を市が行うことができないため、この訴えの提起を通じてその調査をしていくことになる。
- 5 訴訟を経て、被告に返済能力がないことが判明した場合は、償還推進助成制度の申請を行う。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第57号議案 宗像市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

地方自治法の規定に基づき、新たに附属機関を設置するため、条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 宗像市文化財保存活用地域計画の作成及び変更、計画の実施に係る連絡調整を行うため、附属機関として新たに宗像市文化財保存活用地域計画協議会を設置する。
- 2 文化財保護法が改正され、「文化財保存活用地域計画」の文化庁による認定が制度化された。認定を受けると文化財の保存・活用の取り組みについて国庫補助を受けることができる。
- 3 協議会は、文化財保護審議会委員を中心とした学識経験者に加えて、商工関係団体、文化財の所有者、地域コミュニティ、市民団体などで構成する。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。